

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、2018年5月で12万3,156人である。年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口、高齢者（65歳～）人口は、それぞれ13,172人、74,097人、35,887人となっており、総人口に占める割合はそれぞれ、10.7%、60.2%、29.1%であり高齢化が顕著である。近年の人口動向は減少傾向にあり、2040年度には約11万人までに減少すると推計されている。

本市の事業所数（2016年経済センサス-活動調査 速報集計※）は5,904カ所である。業種構成では、上位より卸売業、小売業1,118カ所、宿泊業、飲食サービス業912カ所、製造業754カ所と続いており、総事業所数に占める割合はそれぞれ、18.9%、15.4%、12.8%となっており、このほか多様な産業が立地している。

本市の中小企業者の実態は、人口減少や少子高齢化を背景とした人手不足並びに品質・コスト・納期・サービスなど多様化する顧客ニーズへの対応力不足が課題になっており、これら中小企業者の経営基盤を強化するための人材育成や設備投資による生産性の向上が喫緊の課題となっている。このような中、本市では専門のアドバイザーによる、市内中小企業者の事業についての経営や技術に関する助言、国や府の支援施策の情報提供、人材育成研修などを行う支援機関の運営、並びに市内中小企業者の設備投資に対する独自の奨励金事業などを実施してきたが、さらに市内企業の経営力を強化するためには、現下の経済情勢を踏まえ、生産性向上に効果のあるあらゆる中小企業者の設備投資を後押ししていくことが求められる。

※2016年 経済センサス-活動調査 速報集計（産業横断的集計）事業所に関する集計
産業（大分類）、経営組織（4区分）別民営事業所数及び男女別就業者数-都道府県、市区町村より

(2) 目標

中小企業者が先端設備等を導入することで、自らの製品やサービスの品質向上、短納期化及び生産の高効率化などの効果が期待できることから、その導入を促進し、中小企業者の経営力の強化、売上や利益の拡大又は雇用機会の創出を図ることで、本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目指す。

これを実現させるための目標として、計画期間中に120件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画では中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市産業は域内全体に分布していることから、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

生産性の向上は全ての中小企業者にとって共通の課題であり、また本市では、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、製造業等の多様な業種が市内の経済・雇用を支えており、各業種において広く生産性を向上させることが必要である。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。また労働生産性の年率3%以上向上に資する事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①本計画において労働生産性の向上は先端設備等の導入及び人的資源の質の向上並びに組織力の強化により達成されるべきものであり、雇用の確保には十分配慮すること。人員削減を目的とした計画は本認定の対象とならない。

②認定を受けた事業者は先端設備等導入計画の進捗状況を把握し、自ら自己評価を実施すること。また、導入促進基本計画の効果を測定するため門真市が実施する先端設備等導入計画の進捗状況調査について協力を行うこと。

③公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められる者については先端設備等導入計画の対象としない。

④市税の滞納がある者は本認定の対象とならない。